

国庫補助負担金改革の推進に関する提言

国庫補助負担金改革に当たっては、眞の地方分権を実現していくために、地方の自由度を高め、自立した行政運営ができるよう、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を明確化したうえで、眞に国が責任をもって負担すべき分野を除き廃止し、税源移譲を行うこと。

また、地方の自由度の拡大につながらない補助率の引下げや補助対象の縮減等地方への一方的な負担転嫁は断じて行わないこと。

なお、制度の見直しに当たっては、地方の意見を十分に反映させること。

2．都市自治体の事業執行に支障が生じることのないよう補助率、補助単価等を実態に即して改善し、必要額を確保するとともに、事務手続の簡素合理化、早期内示等に努めること。

また、財政力指数による補助率の差異を解消すること。

3．国庫補助負担金を受けて整備された公共施設の廃止・解体、目的外転用などの処分について、地域の実情に応じた対応が可能となるよう一層の弾力化を図ること。

4．国の都市自治体を介すことなく交付する補助金等については、都市自治体が計画的、効率的な行財政施策を展開するうえで国と重複した事業をできる限り避けるため、都市自治体の求めに応じて情報提供するなど適切に対応すること。